

## ルールを守って

# 犬や猫と共に暮らそう

犬や猫は、人に安らぎをもたらす、暮らしを楽しくしてくれますが、共に暮らすためには、周囲への配慮も必要です。生き物の「命」を預かる責任の重さを十分に理解し、最後まで責任を持って飼いましょう。

◎問い合わせ 環境政策課 ☎23-2130

## 飼い主のあなたはできていますか？

### ◎犬の登録と狂犬病予防注射をする

犬を飼ったら、飼い犬の登録と年一回の狂犬病予防注射をしましょう。

### ◎猫は屋内で飼育する

屋外での飼育は、交通事故や感染症などの危険性があります。大切な猫を守るためにも、猫は家の中で飼育しましょう。

### ◎避妊・去勢手術をする

手術を受けさせることで、思いがけない繁殖を避けることができます。また、繁殖期のストレスを軽減し、病気の予防や性格が穏やかになるなどの効果もあります。



## 注目 topic

### 野良猫への餌やりはやめましょう

無秩序な繁殖による地域環境の悪化や病気の感染拡大、交通事故の増加など、かえって猫の命を脅かすことになりかねません。

### ◎最後まで責任を持つ

ペットを飼う際は、最後まで「お世話」をする覚悟が大切です。飼う前に、まずはペットを飼える環境が、家族で「お世話」ができるのかをよく考えましょう。

### ◎周囲の環境に配慮する

犬や猫の鳴き声や臭いなどで近隣に迷惑を掛けないか注意しましょう。散歩などで外出する場合は放し飼いにせず、リードをつけましょう。また、外出先でペットが排泄した時は必ず飼い主が始末しましょう。

3月26日(土)～4月3日(日)

## 住所異動に関する受付窓口を臨時開設します

3月下旬から4月上旬は、転入者や転出者が多いため、通常の窓口業務時間(8時30分～17時15分)以外に、平日の時間外や土・日曜日にも本庁の受付窓口を臨時的に開設します。

### ◎手続き可能な期間・時間

3月26日(土)～4月3日(日)

◎月～金曜日 19時まで

◎土・日曜日 9時～17時

### ◎注意

時間外や土・日曜日の戸籍の届け出は、警備員室で受け付けます。また、小・中学校の校区外や区域外への転校手続き、就学申請、介護保険関連の手続きは、平日の時間内のみ対応となります。

### ◎窓口を開設する課

市民課、保険年金課、こども課、保育課

※各総合支所、各地区市民センター

は、平日の時間延長および土・日曜日は開庁しません

## 手続きできる届け出や申請など

- ◆市民課(ピンク窓口) ☎23-2128
  - 住所異動届の受け付け
  - 住所異動に伴うマイナンバーカードの住所変更
  - 各種証明書の発行、印鑑登録申請の受け付け
- ◆保険年金課(黄色窓口) ☎23-2127
  - 住所異動に伴う国民健康保険、後期高齢者医療の資格取得届および喪失届の受け付け、国民年金関係届の受け付け
- ◆こども課(緑色4番) ☎23-2684
  - 住所異動に伴う子ども医療費助成、児童手当などの諸申請の受け付け
  - 他市町村から本市への転入に伴う妊婦乳児健康診査受診票、予防接種ノートの交付
- ◆保育課(黄緑色3番) ☎23-4894
  - 他市町村から本市への転入に伴う保育所や認定こども園の入所・退所・転園などの手続き

